

○犯罪現場に係るハウスクリーニング費用の支出に関する要領の制定について

平成29年3月31日例規（府民）第40号

この度、別記のとおり犯罪現場に係るハウスクリーニング費用の支出に関する要領を制定し、平成29年4月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

犯罪現場に係るハウスクリーニング費用の支出に関する要領

1 目的

この要領は、犯罪現場となり、汚損された被害者の自宅の清掃等に要する費用（以下「ハウスクリーニング費用」という。）の公費による支出（以下「ハウスクリーニング費用の支出」という。）に関し必要な事項を定めることにより、被害者の遺族等の経済的負担の軽減及び捜査活動に対する協力の確保を図ることを目的とする。

2 支出の対象となる事件

ハウスクリーニング費用の支出の対象となる事件（以下「対象事件」という。）は、次に掲げる犯罪により被害者の自宅（大阪府内に所在し、当該被害者が現に生活の本拠としている住居であって、原則として、当該被害者又は親族の所有に係るものに限る。以下同じ。）が汚損され、専門の業者による清掃等が必要となった事件で、府民応接センター所長がハウスクリーニング費用の支出の必要があると認める事件とする。

- (1) 強制わいせつ致死罪、準強制わいせつ致死罪、監護者わいせつ致死罪、強制性交等致死罪、準強制性交等致死罪又は監護者性交等致死罪（刑法（明治40年法律第45号）第181条の罪）
- (2) 殺人罪（刑法第199条の罪）
- (3) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (4) 逮捕等致死罪（刑法第221条の罪）
- (5) 強盗致死罪（刑法第240条の罪）
- (6) 強盗・強制性交等致死罪（刑法第241条第3項の罪）
- (7) その他故意の犯罪行為により致死の結果を生じた犯罪等

3 支出の相手方

ハウスクリーニング費用の支出の相手方となり得る者は、原則として、対象事件の発生時、被害者の自宅に同居していた親族等（以下「遺族等」という。）であって、その後引き続き当該自宅に居住する意思のあるものとする。

4 支出する費用の範囲

ハウスクリーニング費用の支出の範囲は、遺族等が負担した次に掲げる費用の実費額とする。

なお、当該犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修復等に要する費用は含まないものとする。

- (1) 血痕、吐しゃ物、排泄物等の除去及び消毒作業に要する費用
- (2) 異臭除去のための脱臭・消臭作業に要する費用
- (3) カーペット等のクリーニング作業に要する費用
- (4) 汚損された家財等の処分に要する費用

5 支出の要件

ハウスクリーニング費用の支出は、次のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

- (1) 遺族等がハウスクリーニング費用の支出を希望しないとき。
- (2) 遺族等が当該被害者の自宅に引き続き居住する意思がないと認められるとき。
- (3) 犯罪の被害を受けた時において、被害者が次のいずれかに該当するとき。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による命令が発せられている場合その他被害に係る事情を勘案して特にハウスクリーニング費用の支出の必要があると認められる場合を除く。

ア 加害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

イ 加害者の直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。）

ウ 加害者の三親等内の親族

エ 加害者の同居の親族

- (4) 当該事件が相被疑事件であるとき又は犯罪行為の誘発その他当該犯罪行為を受けたことについて被害者にもその責めに帰すべき行為があったと認められるとき。
- (5) 被害者に当該犯罪行為を容認する行為があったと認められるとき。
- (6) 被害者又は遺族等が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。
- (7) その他ハウスクリーニング費用の支出をすることが社会通念上適切でないときと認められるとき。

6 支出の手続等

- (1) 警察署長又は警察本部の犯罪捜査を担当する所属の長は、対象事件を取り扱ったときは、速やかにハウスクリーニング制度対象事件発生報告書（別記様式第1号）により総務部長（府民応接センター）に報告するものとする。
- (2) 前記(1)により報告を受けた総務部長は、府民応接センター所長に当該報告に係る対象事件の遺族等に対して、この例規通達に基づくハウスクリーニング費用の支出の制度（以下「ハウスクリーニング制度」という。）について教示を行わせるとともに、ハウスクリーニング制度を利用することについて遺族等の意思を確認させるものとする。
- (3) 府民応接センター所長は、前記(2)の遺族等からハウスクリーニング制度を利用したい旨の申出があったときは、申出書（別記様式第2号）を徴するものとする。
- (4) 府民応接センター所長は、前記(3)の措置を執った後、ハウスクリーニング費用支出検討票（別記様式第3号）を作成の上検討し、ハウスクリーニング費用の支出の必要があると認めるときは、ハウスクリーニング費用の支出の認定を行うものとする。
- (5) 府民応接センター所長は、前記(4)により支出の認定を行ったときは、総務部会計課長と調整の上、遺族等から提出を受けた清掃等を実施した業者（以下「実施業者」という。）が発行する当該清掃等に係る領収書等、支出する費用の範囲を疎明する資料を確認し、その写しを受領するとともに、ハウスクリーニング費用支出調書（別記様式第4号）を作成して総務部会計課長に支出の依頼を行うものとする。
- (6) 前記(5)により支出の依頼を受けた総務部会計課長は、遺族等が指定する口座への振込みの手続をとるものとする。
- (7) 生活困窮等の理由により遺族等がハウスクリーニング費用を一時的に負担できない場合において、府民応接センター所長がやむを得ないと認めるときは、その支出方法について総務部会計課長と協議を行うものとする。

7 運用上の留意事項

警察署長又は警察本部の犯罪捜査を担当する所属の長は、府民応接センターにおいて行うハウスクリーニング制度の手続のために必要な情報を府民応接センターに提供すること。

8 経過措置

- (1) 「刑法の一部改正に伴う関係例規通達の一括整理について」（平成29年10月6日例規（刑総）第86号。以下「一部改正例規」という。）の実施の際現に一部改正例規による改正前の犯罪現場に係るハウスクリーニング費用の支出に関する要領の規定により対象事件となる事件は、一部改正例規による改正後の犯罪現場に係るハウスクリーニング費用の支出に関する要領の規定により対象事件となる事件とみなす。
- (2) 「犯罪現場に係るハウスクリーニング費用の支出に関する要領の一部改正について」（令和5年3月24日例規（府民）第28号。以下「令和5年一部改正例規」という。）による改正後の犯罪現場に係るハウスクリーニング費用の支出に関する要領の規定は、令和5年一部改正例規の実施の日以後に発生した事件の遺族等について適用する。

前文（抄）（令和5年3月24日例規（府民）第28号）

令和5年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。